

中央環境審議会循環型社会部会 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制の在り方に関する専門委員会 合同会議報告書（案）【概要】

背景

- バーゼル法制定から20年以上が経過し、天然資源の枯渇やアジア各国の急速な経済成長を背景に、循環資源の国際取引が増加。
- 輸出については、使用済鉛蓄電池や雑品スクラップのような有害廃棄物等が、輸出先国で不適正に処理される事案や、中古電気電子機器が、輸出先で不法取引として返送される事案が発生。
- 輸入については、資源的な価値が高い一方で環境汚染等が生じるリスクが低い廃電子基板等について、諸外国と比べて煩雑な輸入手続が必要で、国際競争上の不利益を生じているなどの課題が存在。
- 「日本再興戦略2016」（平成28年6月閣議決定）においても、本年度中の検討と、早期に必要な措置を実施することが求められている。

基本的考え方

環境汚染等が生じるリスクに応じて、バーゼル法の輸出手続を見直すべき

輸出に係る課題と見直しの方向性

① 使用済鉛蓄電池の輸出増大等を踏まえた輸出先での環境上適正な管理の確保

【課題】 環境大臣の確認は不要とされているリサイクル目的でOECD加盟国向けに輸出された使用済鉛蓄電池に不適正処理事案が発生。また、環境大臣の確認基準が不明確。

【方向性】

- 輸出先で不適正処理が疑われる場合は、OECD加盟国向けであっても、環境上適正な管理の確保を環境大臣が確認。特に、使用済鉛蓄電池については、早急に措置。
- 輸出に関する環境上適正な管理の環境大臣の確認基準を整備。

② 雑品スクラップの不適正輸出に関する懸念等を踏まえた対応

【課題】 雑品スクラップの特定有害廃棄物等への該非判断が難しく、バーゼル法に基づく手続を経ずに不適正に輸出されているとの指摘。

【方向性】

- 該非判断基準の整備等による取締り現場での迅速な規制対象物認定を実現。
- 規制対象物についての法的根拠の明確化。
- 廃掃法等の他法令と連携した取組による雑品スクラップ問題への対応。

③ 我が国からの輸出に係るバーゼル条約に基づくシッパック対応の円滑化

【課題】 我が国からの輸出貨物について輸出先国政府からシッパックを要請される事例が頻発。

【方向性】

- 輸出先国でバーゼル条約の対象物であることが明確な物はバーゼル法規制対象物へ。

④ OECD加盟国向け輸出手続の簡素化

【課題】 EUは、アンバーリスト対象物について、OECD加盟国向けであって事前同意施設で処理する場合には、最大3年間の包括的同意を付与し、輸出手続を簡素化。

【方向性】

- OECD加盟国向けの事前同意施設での処理目的の輸出について、環境上適正な処理が行われる限り手続を簡素化。

⑤ 廃棄物処理法とバーゼル法の輸出における二重手続の改善

【課題】 廃棄物処理法上の廃棄物と特定有害廃棄物等のいずれにも該当する物を輸出する場合には、両法の手続を経る必要があり、手続が長期化。

【方向性】

- 両法に基づく審査内容を点検し、その統一化を図ることで手続の重複を排除。

輸入に係る課題と見直しの方向性

① 環境汚染リスクが低い廃電子基板等の輸入承認手続の簡素化

【課題】 EUは、廃電子基板等グリーンリスト対象物について、OECD非加盟国からの輸入に際しても、事前の通告・同意が不要。アンバーリスト対象物についても、事前同意施設で処理する場合には、最大3年間の包括的同意を付与。EUとの競争環境上の不利な状態。

【方向性】

- 環境汚染等のリスクが低いグリーンリスト対象物について、事前の通告・同意を不要とするなど手続を見直し。
- アンバーリスト対象物について、事前同意施設で処理する場合は輸入承認を不要とし、最大3年間の包括的同意を付与。

② 我が国への輸入に係るバーゼル条約に基づくシッパック対応の円滑化

【課題】 輸出者に責のある不法輸入貨物を輸出国にシッパックする際、通常の特有害廃棄物等の輸出と同一の審査及び手続を経なければならない、事実上、再輸出が不可。

【方向性】

- 不法輸入された貨物を我が国からシッパック（再輸出）するときは、バーゼル法に基づく外為法の輸出承認を不要に。

その他の課題と見直しの方向性

① 処理技術の進展等を図るための試験分析目的での輸出入の円滑化

【課題】 EUでは、OECD決定を踏まえ、試験分析を目的とした25kg以下の有害廃棄物等の輸出入を事前の通告・同意手続の対象外としている。

【方向性】

- 試験分析目的で特定有害廃棄物等を輸入する場合には、バーゼル法に基づく外為法の輸入承認手続を簡素化。

今後の課題

- 本報告書は法制定以来初の制度見直し。早急なバーゼル法改正を含む所要の制度整備を期待。
- バーゼル法の実効性を確保すべく、定期的な規制の見直しを実施。
- 見直しにあたっては、バーゼル条約とWTO協定への適合、抑止力の確保、シッパックへの対応、リユース品の扱いなどの課題に留意。
- バーゼル法の見直しに併せ、必要に応じて廃棄物処理法も一体的に見直し。